

京都府警察署組織規則等の施行に伴う経過措置に関する訓令

〔制定 昭和33.12.23 京都府警察本部訓令第12号〕

(目的)

第1条 この規程は、京都府警察署組織規則（昭和33年京都府公安委員会規則第13号。以下「組織規則」という。）、京都府警察の組織の細目等に関する規程（昭和33年京都府警察本部訓令第10号。以下「組織規程」という。）及び京都府警察職員の名称等に関する規程（昭和33年京都府警察本部訓令第11号。以下「名称規程」という。）の施行に伴う職員の引継ぎについて定めることを目的とする。

(次長及び課長)

第2条 組織規則の施行の際現に主席署長補佐である者は、別に辞令が発せられない限り、次長を命ぜられたものとする。

2 組織規則の施行の際現に主席署長補佐である者は、別に辞令が発せられない限り、警察署警務課長兼務を命ぜられたものとする。ただし、課を置かない警察署の主席署長補佐には適用しない。

3 組織規則の施行の際現に刑事担当署長補佐、警ら担当署長補佐、警備担当署長補佐及び公安担当署長補佐である者は、別に辞令が発せられない限り、それぞれ刑事課長、警ら交通課長、警備課長又は公安課長を命ぜられたものとする。

(補佐、係長、主任等)

第3条 組織規程の施行の際現に補佐、係長、警部補派出所長、主任及び巡查部長派出所長である者は、別に辞令が発せられない限り、それぞれ補佐、係長、警部補派出所長、主任又は巡查部長派出所長を命ぜられたものとする。

(主事及び技師)

第4条 名称規程の施行の際現に事務吏員及び技術吏員（主任以上の職にある者を除く。）である者は、別に辞令が発せられない限り、警察主事又は警察技師を命ぜられたものとする。

(主事補及び技師補)

第5条 名称規程の施行の際現に警察書記及び警察技手である者は、別に辞令が発せられない限り、警察主事補又は警察技師補を命ぜられたものとする。

(書記等)

第6条 名称規程の施行の際現によう人であつて、次の表の左欄に掲げる職務に主として従事する者は、別に辞令が発せられない限り、それぞれ右欄に掲げる職員になるものとする。

左 欄		右 欄	
給	仕	警	書 記
理 容	師	察	
修 理	工	警	察 技 手
大 調	工		
理	人		
守	衛	警	察 守 衛
寮 管 理	人	警	察 作 業 員
小	使		

附 則

この訓令は、昭和34年 1 月 1 日から施行する。